

第 2 回

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議録

日 時：平成17年1月12日（水）

午前9時30分～

場 所：深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館
大会議室

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会

会議の名称		第2回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会	
開催日時		平成17年1月12日(水) 午前9時30分開会 ・ 午前11時35分閉会	
開催場所		深谷市藤沢生涯学習センター・藤沢公民館 大会議室	
議長氏名		新井家光	
出席者及び欠席者氏名		別添名簿のとおり	
事務局氏名		別添名簿のとおり	
会 議 事 項	1 議 題		2 会議結果
	協議第8号	議会の議員の定数及び任期の取扱いについて	承認
	協議第9号	地方税の取扱いについて	承認
	協議第10号	一部事務組合等の取扱いについて	承認
	協議第11号	行政連絡機構(行政区)の取扱いについて	承認
	協議第12号	消防、防災事業の取扱いについて	承認
	協議第13号	市民窓口業務の取扱いについて	承認
	協議第14号	保健、医療事業の取扱いについて	承認
	協議第15号	障害者福祉事業の取扱いについて	承認
	協議第16号	保育事業の取扱いについて	承認
	協議第17号	ごみ処理事業の取扱いについて	承認
	協議第18号	合併協定項目一括提案について	承認
		1 一般職の職員の身分の取扱い	
		2 財産の取扱い	
		3 特別職の職員の身分の取扱い	
		4 条例、規則等の取扱い	
		5 事務組織及び機構の取扱い	
		6 使用料、手数料等の取扱い	
		7 公共的団体等の取扱い	
		8 補助金、交付金等の取扱い	
	9 町名、字名の取扱い		
	10 慣行の取扱い		
	11 国際交流、広域交流事業の取扱い		
	12 電算システム事業の取扱い		
	13 情報公開、個人情報保護制度の取扱い		
	14 広報広聴事業の取扱い		
	15 人権政策事業の取扱い		
	16 国民健康保険事業の取扱い		
	17 高齢者福祉事業の取扱い		
	18 児童福祉事業の取扱い		
	19 生活保護事業の取扱い		
	20 環境対策事業の取扱い		
	21 コミュニティ事業の取扱い		
	協議第19号	住民悦明会の実施について	承認
会議の経過(議事の要旨)		別紙のとおり	
会議資料	第2回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議資料 協議第10号 参考資料 一部事務組合及び事務の委託との制度の比較		
その他の事項	第3回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議の開催日程等について		
会議録の確定			
確定年月日		記名押印	
平成17年 2月14日		会長(議長) 深谷市長 新井家光	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会委員名簿

委員区分	職名等	氏名	出欠
1号委員 (1市3町の長、助役、 収入役、教育長)	深谷市長	新井家光	出席
	岡部町長	神尾高善	出席
	川本町長	小川重雄	出席
	花園町長	柳雅己	出席
	深谷市助役	倉上征四郎	出席
	岡部町収入役	柿澤源八	出席
	川本町助役	馬場一雄	出席
	花園町助役	福田 仡	出席
2号委員 (議会正副議長)	深谷市議会議長	小島 進	出席
	岡部町議会議長	平野 三夫	出席
	川本町議会議長	黒沢 要	出席
	花園町議会議長	松本 光政	出席
	深谷市議会副議長	倉上 由朗	出席
	岡部町議会副議長	小森 秀夫	出席
	川本町議会副議長	小嶋 隆	出席
	花園町議会副議長	市川 誠一	出席
3号委員 (議会議員)	深谷市議会議員	栗原 征雄	出席
		北本 政夫	出席
		原口 博	出席
	岡部町議会議員	柳田 慶治	出席
		須藤 邦男	出席
		田嶋 均	出席

3号委員 (議会議員)	川本町議会議員	大澤一孝	出席
		井上勇司	欠席
		田島信吉	出席
	花園町議会議員	新井恵明	出席
		松本政義	出席
		酒井貴久代志	出席
4号委員 (学識経験者)	深谷市	飯嶋悌二	出席
		清水肇	出席
		下妻僚	出席
		大谷富美子	出席
	岡部町	井上隆夫	出席
		井上尚男	出席
		坂田秋雄	出席
		小暮功子	出席
	川本町	中村一夫	出席
		飯野実	出席
		松本博之	欠席
		田中富子	出席
	花園町	田島正五郎	出席
		宇野了	欠席
		市川素二	出席
		沼尻孝子	出席
	埼玉県	山本三郎	出席

第2回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
関係職員出席者名簿

市 町 名	所 属	役 職 名	氏 名	備考
深 谷 市	総 合 政 策 部	部 長	鶴 谷 豊 治	
	総 務 部	部 長	三 浦 康 夫	
	市 民 環 境 部	部 長	石 田 文 雄	
	福 祉 健 康 部	部 長	本 多 彬 夫	
岡 部 町	—	総 括 理 事	糸 井 達 男	
川 本 町	総 務 課	課 長	岩 崎 行 雄	
	企 画 課	課 長	杉 田 哲 夫	
花 園 町	総 務 課	課 長	松 本 利 道	
	総 務 課	主 幹	黒 沢 恭 二	
深谷市・岡部町 共同事務組合	管 理 課	課 長	須 藤 忠 男	
埼 玉 県	北部地域創造センター	部 長	上 村 睦	

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
事務局職員出席者名簿

担 当		氏 名	備 考
事 務 局 長		荒 木 正 則	
事 務 局 次 長		小 川 和 夫	
総 務 担 当	事務局補佐	大 谷 浩 二	
	主 査	藤 野 章	
計 画 担 当	事務局補佐	柿 澤 孝 一	
	主 査	荻 野 昌 利	
調 整 第 1 担 当	主 査	小 嶋 達 夫	
	主 査	松 村 一	
	主 事	金 井 博	
調 整 第 2 担 当	主 査	奥 猛	
	主 査	森 田 富 雄	
	主 事	中 島 淳	
調 整 第 3 担 当	主 査	小 林 等	
	主 査	山 口 斎	
	主 査	小 野 寺 聡	

会 議 録

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局次長	<p>皆さん、おはようございます。本日は、ご多用の中、早朝よりご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>開会前に事務局から報告とお願いを申し上げます。まず、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。本日の委員の出席者数は、委員総数44名中40名でございます。したがって、本日の会議は成立していることをご報告させていただきます。</p> <p>次に、本日の日程でございますが、議事につきましては、協議第8号から協議第19号までの12案件についてご協議をお願いしてございます。本日の会議時間は、途中休憩を挟みまして、ただいまから約2時間程度を目安にしております。</p> <p>また、本日、委員皆様のお手元へ3点ほど資料をお配りしてございます。まず、1点目がA4の用紙1枚で、協議第10号の参考資料といたしまして、一部事務組合及び事務の委託制度との比較をお配りしてございます。本日の協議の参考にしていただきたいと存じます。次に、2点目でございますが、ピンクの表紙になります第1回合併協議会会議録をお配りしてございます。よろしくお願いたします。次に、3点目になりますが、A4判カラー印刷のチラシを配付してございます。本合併協議会のホームページにつきまして公開させていただきましたので、ホームページをご覧になる際には、チラシに記載してございますアドレスを入力していただきましてご覧いただきますよう、よろしくお願いたします。</p> <p>次に、会議の運営及び会議の傍聴についてお願いを申し上げます。まず、会議での発言方法についてご説明申し上げます。会議の中でご意見等発言を求められる場合は、その場にて挙手をお願いいたします。議長より指名の後、マイクのスイッチを入れていただき、市または町名及び氏名を述べられてからご発言ください。発言が終わりましたら、マイクのスイッチをお切りくださいますようよろしくお願いたします。</p> <p>次に、会議につきましては規定に基づき公開してまいりますことから、傍聴を希望する方には入場いただいております。また、撮影及び録音の届け出がありましたので、許可しておりますことをあわせてご了承いただきたいと存じます。</p> <p>なお、皆様にお願がございます。携帯電話の電源につきましては、会議が終わるまでお切りいただきますようよろしくお願いたします。</p> <p>それでは、開会の言葉を神尾副会長よりいただきたいと存じます。神尾副会長、よろしくお願いたします。</p>
神尾副会長	<p>皆さん、おはようございます。改めて新年あけましておめでとうございます。昨年中は、大変皆様にはお世話になりました。引き続きまして本年もまたよろしくお</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局次長	<p>願いたいというふうに思っております。</p> <p>本日は、第2回の合併協議会、委員の皆様には朝早く、そしてまたお寒い中ご出席を賜りまして協議できますことを心から感謝申し上げます。</p> <p>ただいまから第2回の協議会を開催いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
新井会長	<p>それでは、次第に従いまして新井会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。</p> <p>新井会長よろしくお願いいたします。</p> <p>合併協議会開会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。</p>
事務局次長	<p>皆様方にはご壮健で新年を迎えられたと存じます。心よりお喜び申し上げる次第でございます。また、委員皆様におかれましては大変お忙しい中、早朝よりお集まりいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>昨年は、皆様方のご尽力により本合併協議会が設置され、第1回合併協議会では合併の方式などの基本4項目並びに新市建設計画(案)についてご協議いただきましたこと、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日の会議につきましては個別提案または一括提案との提案方法の違いはございますが、31件の協定項目の協議をお願いしてございます。皆様方の建設的なご意見、ご協議をいただき、協議会としての方針を決定してまいりたいと存じます。皆様方のご協力により会議が円滑に運営できますよう、よろしくお願いいたします。</p>
市川委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>議事に入ります前にここで花園町議会において昨年12月正副議長の改選が行われ、新たに協議会委員となられました方をご紹介申し上げます。</p> <p>恐れ入りますが、お名前を呼ばれましたら皆様にお顔を見えますようご起立をお願いいたします。</p>
事務局次長	<p>花園町議会副議長、市川誠一様。</p> <p>市川でございます。よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。よろしくお願い致します。</p> <p>なお、委嘱書につきましてはお手元にお届けさせていただきましたので、ご了承いただきたいと存じます。</p>
柳田委員	<p>また、第1回の協議会でご都合により紹介していない方をご紹介させていただきますので、よろしくお願い致します。</p> <p>岡部町議会議員、柳田慶治様。</p> <p>柳田でございます。よろしくお願い致します。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
事務局次長 新井会長(議長) 事務局長	<p>ありがとうございました。以上、紹介とさせていただきます。</p> <p>それでは、会議の進行につきまして会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>新井会長、よろしく願いいたします。</p> <p>では、早速議事に入りたいと思います。まず、協議第 8 号につきましてご協議いただきたいと存じます。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>それでは、協議第 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてご説明申し上げます。恐れ入りますが、会議資料の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>協議第 8 号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、この項目の協議内容につきましては、新設合併の場合、各市町の議会議員はすべて失職し、新市の定数による設置選挙を行うのか、合併特例法で定める議会議員の激減緩和的な特例措置を選択するのか協議するものとしてございますので、その方針に沿って提案するものでございます。</p> <p>なお、この協定項目につきましては 1 市 4 町時では未協議となっておりました案件で、今回提案する調整方針につきましては、1 市 2 町時と同様の内容となっております。</p> <p>まず、第 1 項でございますが、地方自治法第 9 1 条の規定に基づきます新市の議会議員の定数は 3 4 人とするものでございます。新市の議会議員の定数は、人口 1 0 万人以上 2 0 万未満の市は 3 4 人の範囲内で条例で定める数とされてございますが、市町村の設置を伴う廃置分合の場合は、関係市町村の協議により、あらかじめ定めることとされてございます。</p> <p>また、定数の 3 4 人につきましては新市として人口も市域も拡大しますことから、住民の意向を行政に反映させることの重要性から必要と考えられているところでございます。</p> <p>次に、第 2 項深谷市、岡部町、川本町、花園町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律第 7 条第 1 項の規定を適用し、合併後 1 年 4 カ月の間、引き続き新市の議会の議員として在任するとし、合併関連議案を今後審議する立場にございませぬ議会の議員が新市の設立に当たりましても責任を持って対応する必要がございませぬこと、また合併後新市長等が選出されるまでの空白期間や新市設立における行政の継続性を保つためにも在任特例を適用したいとするものでございます。</p> <p>次に、第 3 項についてでございますが、新市の議会議員の在任特例適用期間中の報酬は、現行のとおりとするもので、合併後 1 年 4 カ月の在任特例期間中の議員の報酬額については、各市町の報酬額とするものとし、お諮りするものでござ</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>います。</p> <p>なお、2ページと3ページに参考資料1といたしまして、定数及び任期に関する資料、1市3町の議員定数や任期区分と特例を適用しない場合、特例適用の場合のみの取扱い、任期など4ページには参考資料2といたしまして、現行の議員の報酬や定例会の開催状況、5ページから7ページには参考資料3といたしまして、関係法令等の抜粋を掲載してございます。</p> <p>続きまして、8ページをご覧いただきたいと存じます。県内の合併における議員の任期・定数等の合併協議に関する調書でございます。1番として、深谷市・岡部町・川本町の1市2町における協議結果を掲載いたしました。1市3町における提案は、この1市2町の協議状況を踏まえまして提案させていただいたものでございます。なお、現在埼玉県内における合併協議会設置数は、既に合併した飯能市を除き14協議会でございますが、ここに掲載のない他の5協議会の協議状況につきましては、昨年12月中に開催の協議会において協議が行われたものや現在未協議となっておりますところでございます。</p> <p>10ページ、11ページには、県外の先例地の事例を載せてございますので、ご参照いただきたいと存じます。</p> <p>以上で協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどをお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました。協議第8号についてご質問、またご意見ございましたらお願いいたします。</p>
酒井委員	<p>酒井委員。</p> <p>おはようございます。花園町の酒井と申します。何点が質問したいと存じます。</p> <p>第1点目といたしましては、いずれにいたしましても私ども花園町におきましては、皆さん方もご承知のとおり、大変残念でございましたけれども、既に2回、3回の協議会から外れております。これは、皆さん方もご承知のとおり、町民の意向で一応選挙ということで行ったところございまして、その間1市2町の協議が大変進んでおるということございまして、私どもは第1回を参加させていただいたわけでございますけれども、冒頭に申し上げましたが、この1市2町で決めた2ページのところでもございますけれども、定数も34ということ決定ということと、それともう一つはもちろんこれは報酬につきましては、各地域の現行どおりということ決定をしておるわけでございますけれども。</p> <p>そこで、私も一つ質問をしたいのですが、非常に深谷さんにおかれましては、川本さんにおかれましては任期がちょうど4月30日ということで、1年4カ月の</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>内容に当てはまるということでございます。だが、しかし、岡部さん、あるいは花園におかれましては若干のハンディがあるということをごにうたってあるわけでございます。私は、決して報酬につきましては皆さん方が決めていただいたということでございますので、反対するものではございませんけれども、何か一つそこにあるのではないかなという感じがいたします。今までの議会ルールといたしまして、深谷市さんにおかれましては、会議日数も21日、本会議日数が24日、花園町さんにおかれましては4日から15日の、あるいは本会議日数ですが、12日と、約半分でございますけれども、今度はいずれにいたしましても、合併いたしますれば当然これは24日という形の中で私どもも参加をさせていただくのであろうというふうに考えます。いろいろとご意見等も1市2町の協議の中へ花園町も入って意見等も申し上げたいわけであったですけども、残念ながらそれができなかったということで、承知をしているところでございます。</p> <p>そこで、例えば報酬の面でも議長になっても花園は花園の議長報酬と、多分そうなるのではないかなという感じがするのですが、その点は私どもも大変勉強が足りなくて、はっきりした内容が承知しておらないということと。</p> <p>それと、議題にはちょっと外れますが、任期の問題でございますけれども、岡部さんの方は4カ月足らず不足していると、あるいは花園でも7カ月ばかり不足をしておるということでございまして、いろいろとこれから任期の問題でございますけれども、丸々3期を務めなければ年金の関係がございまして。この点を議題にはちょっと質問していいか悪いかわかりませんが、関連がございまして、花園の場合は大変足りなくなるわけでございますけれども、これが3期生の議員さんの年金は、特例で何とか見ていただけるのだろうか、これがもう一つの点でございます。</p> <p>非常に、不安な、またはっきりしたことを私どもはお聞きをし、あるいはまた議員として地域に戻りまして、こういうことですよとはっきりと申し上げる義務がございまして。そういう点から、もう少し詳しくお聞かせをいただければありがたいなと、このように考えますので、非常に私どもの希望とすれば、これは私どもが深谷市の報酬に合わせるということは避けなければいけない、これが合併の趣旨であろうというふうにも考えておりますので、実際に聞こえて、深谷市さんが報酬は40万、花園町が20万、そして会期日数も深谷市さんと同じに出る、こういうことになりますと、一般の町民も大変おかしな考え方になることは当然であろうというふうに思いますし、深谷市の市民の皆さん方はそう承知しておるのだらうと思いますけれども、小さい町にいたしましては、当然そういう問題もこれは公平でないだろ</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 事務局長	<p>うというような問題も私は出てくるのだろう。そこで、一応決定はしておりますけれども、案としてこれから議員団の中での若干の修正はできないだろうか、こんな希望も若干あるわけでございますけれども、その点も事務局長さんの方からもう少し詳しいお話をしていただければありがたいなと、そういう気持ちでいっぱいでございます。</p> <p>ご答弁を願います。</p> <p>酒井委員の議員の3期に当たって報酬その他について、どういう経過があったのか、事務局、ご説明願います。</p> <p>それでは、事務局として回答できる部分についてご回答させていただきます。</p> <p>まず、任期の問題でございますけれども、この任期につきましては、資料として皆さんにご配付申し上げた参考資料の中にございますとおり、県内の状況を見ていただきましても通算の在任期間というものにつきましては、ちょうど任期を全うする4年間お務めする方もありますし、また非常に短い期間の通算の在任期間ということになる地区もございます。</p> <p>この1年4カ月というのは、基本的には1年4カ月ありきということではなくて、在任特例を適用した場合に、在任の期間として議員さんはそれぞれ議員の役割を果たす上で必要な期間ということで、どの時期まで在任することが適当なのかというような観点から平成19年の4月までというようなことに到達したことだというふうに考えております。というのは、当然、今回の合併協議におきまして調整方針等をご覧のとおり新市において協議するといったものも数多くございます。また、新市建設計画を実際に新市においてその建設計画に基づくまちづくりがされるかどうかという判断というのは、基本的に最終的には新市の基本構想あるいは具体的な事業執行に当たりまして、どういう予算組みをするかということがやはり新市のまちづくりに大きく影響を及ぼす、この中において議員さんの役割をしっかりと果たしていただきたいということから、平成19年度予算、19年の3月議会でございますけれども、その予算の編成を議会として責任を持って見届けるといふ意味合いから、それをもって解散ということで、平成19年の4月までというようなことで、在任特例期間として妥当な期間であろうということ判断されたものだということに考えてございます。</p> <p>次に、報酬の関係でございますが、この報酬につきましては合併の目的等を考えまして、議会の総報酬額等の範疇でというようなところから考えられている部分かなというふうに思います。この辺のところにつきましては、今回ここで皆さんにご協議をいただくということでございますので、この額をどういう形で報酬を適用す</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 酒井委員	<p>るかというのは、1市2町におきましてもいろいろ議論があったところでございますけれども、1市2町におきましては、現行の報酬にしていくというようなことで協議決定されたものでございます。</p> <p>また、議会の議長さん、あるいは副議長さん、それから委員長さん、この辺につきましては、現行の資料の4ページにございますとおり、各市町におきましてそれぞれ役割に応じた報酬額を定めているようでございます。これにつきましてはの議論につきましては、1市2町でも1市4町でもされてございません。今回議員の報酬とされておりますのは、一般議員におきます報酬額についてのみ今回ここで提案されているものでございますので、改めてこの辺のところについては、別途協議が必要であろうというふうには思います。</p> <p>続きまして、年金の関係でございますけれども、議員さんが年金をいただくためには基本的には12年必要だということになってございますけれども、合併特例法第7条の2の議会の議員の退職年金に関する特例というものがございまして、3期目に入っております議員さん、これにつきましてはいわゆる在職期間が8年以上12年未満ということになるわけでございますけれども、これにつきましては特例がございまして、それぞれの在職期間に応じて若干の給付の割合が減額になりますけれども、年金につきましては、8年以上12年未満の方につきましては特例により給付されるということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>酒井委員。 花園町の酒井でございます。</p> <p>わかりやすく説明をいただいたわけでございます。非常にこれからいろいろな問題がまだまだ盛りだくさん出てくる、こういうふうに思われるわけでございますけれども、私どももこの会期日数、こういうものも考えてみたときに非常にばらつきがあるかなということで、若干の修正も可能であるという今説明をいただいたわけでございますけれども、これは当然これからの議会内でやる必要があるのではないかなというふうにも思われます。私どもは、もう2月の17日にははっきりと調印ができます。もう花園だとか川本だとか言っていられないわけございまして、いずれにいたしましても、もう深谷市ということで、深谷市をいかによいまちにしていくかという努力が私ども議員に課せられた課題であろうというふうに思いますけれども、当然、このばらつきにつきましては、やるべきことはこれから訂正を若干していく必要もあると、こういうことで希望をしているところでございまして、その点もいま少し詳しくお話をいただければありがたいと、こんなふうに思います。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 事務局長	<p>もう一回だけひとつお願いしたいと思います。</p> <p>事務局。</p> <p>議員報酬のばらつきの関係ということで、どういう協議をなされるのか事務局の方から説明していただきたいと思います。</p> <p>議員の報酬につきましては、今回提案させていただいておる内容において、この場においてご協議お願いしたいということでございます。</p> <p>それから、議長、副議長、それから委員長さん、あるいは他の役職等あるかと存じますが、これらにつきましては、現在合併協議の中で議会の議員さんからそれぞれ各市町5人ずつ選出されまして、そこにおいて議会運営等詳細な協議を行うというようなことで進んでおりますので、その中で十分ご協議をお願いしたいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
新井会長(議長) 酒井委員	<p>酒井委員。</p> <p>今、これからという含みのあるご答弁をいただいたわけでございます。私どもは、この現行のままで決して反対ということではございません。先ほども申し上げましたが、いずれにしても2月の17日には、当然正式な調印ができます。できた後には、私どもは一丸となっていい深谷市をつくっていかねばいけない、この信念は私どもも持っているつもりでございます。ぜひともこれから修正できるものは修正をして、いいまちづくりをしていきたい、これは私個人の本当に真のお願いでございます。今後ともそういった協議会の中で、特に大きい深谷市の議員さんにおかれましても、小さい私ども1万2、3千の人口でございますけれども、しっかりとひとつご指導をいただければというふうに思っております。</p> <p>一つ参考に、議題ではないのですが、申し上げておきたい点が1点ございます。実は私どももこの合併問題で長野県の諏訪に視察に参りました。そして、あそこは諏訪市と岡谷と、それからちょっと町は忘れましたが、小さい7,000人ぐらいの町の人口でございますけれども、いずれにしても大きいところが小さいところを面倒を見ていかなければ本当の真の合併にはならないと、こういう意見のもとで、7,000人の人口の中あの大きな合併の議長さんの初代は小さいところから出そうと、そしてしっかりと皆さんが踏まえていいまちづくりをしていこうと、ということで27、28歳の議長さんであったと思いますけれども、非常に若いしっかりした人であったと思いますけれども、ということで私が27歳という若さでこの大きな議長を務めさせていただくのだと、非常に私どもも感銘をしたものでございます。そういうような形の中でわからないところは深谷市議会さんにもし</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>っかりと意見交換をお願いをしていいまちづくりをしていきたいなと、これには先ほどからも申し上げておりますけれども、最初から私どもは合併をするなら深谷市ということで進んできたわけでございます。その点もひとつご理解をいただいて、当然これは報酬につきましては、私どもは深谷市と一緒に40万というような希望もございません。だがしかし、そういったばらつきだけはひとつ何とか訂正がしていただければ、議員の中で相談ができれば、これは大変ありがたいなというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます、質問を終わりたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。酒井委員のご意見、十分理解しております。</p> <p>本日は、基本的に3つの、定数、それから任期、そして報酬という3つの基本的なことをごさいます、それ以外の詳細につきましては、また各町との議員との協議というものがあろうかと思っておりますので、そのときまたひとつご意見お願いしたいと思っております。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>酒井委員のご意見は、十分尊重しながら基本的にこの3項目につきましては、ご了解ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>協議第8号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。</p> <p>それでは次に、協議第9号につきましてご協議いただきたいと存じます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第9号 地方税の取扱いにつきましてご説明申し上げます。</p> <p>会議資料の13ページをお開きいただきたいと思っております。なお、今回提案いたします協議第9号から協議第18号におきましては、1市4町及び1市2町の協議会におきまして協議済の案件となっております。また、提案方法につきましては1市2町時の協議会と同様1市4町時と調整方針の内容が変更となるものにつきましては、協定項目ごとの個別提案とさせていただきます、1市4町時と調整方針の内容に特段の変更のない協定項目につきましては、附属資料等を省略させていただき、一括提案とさせていただきますので、あらかじめご了承くださいと存じます。</p> <p>なお、説明につきましては1市4町時の調整方針を再調整した結果、調整方針に変更があった部分についてご説明させていただきますので、以後の案件につきまし</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>てはご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、協議第9号 地方税の取扱いについてご説明申し上げます。この項目の協議内容につきましては、税目により税率等が異なっている場合もあることから、住民負担の均衡を欠くことのないように均一課税、または不均一課税かを協議するものでございますので、その方針に沿って提案するものでございます。</p> <p>まず、1の個人市町民税の税率でございますが、個人市町民税の均等割の税率が税制改正によりまして市町の格差が解消され、統一されたことにより同額となりました。このため1市3町同一の税率を採用してございますので、現行のとおりとするとしてございます。</p> <p>続きまして、2の法人市町民税の税率ですが、税率等に変更はございませんが、(2)法人税割の税率の文中、「この税率は平成18年1月1日以後に終了する事業年度の法人について適用する」の部分について変更があったものでございます。この変更につきましては、1市4町時では「ただし、合併する年度は現行のとおりとする」となっておりましたが、合併後法人市民税の対象となります法人における申告の際の税率の適用時期を明確にするため、今回文言整理を行ったものでございます。</p> <p>次の3、固定資産税、軽自動車税、市町たばこ税の税率につきましては変更ございません。</p> <p>続きまして、4の都市計画税の税率ですが、1市4町時では最高でございましたけれども、寄居町の税率である0.2%に合併後3年間で段階的に引き上げることとなっておりますが、1市3町におきましては、課税しているのは深谷市のみとなりますことから税率は0.15%とし、緩和措置を行いまして、合併後3年間で段階的に引き上げることとするものでございます。</p> <p>次に、5の個人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の納期及び、1枚おめくりいただきまして、14ページの6、個人市町民税、法人市町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税の減免につきましては、変更はございません。</p> <p>なお、6項目の調整方針の内容につきましては、1市2町時と同様の内容となっております。</p> <p>16ページから23ページに現況を含めまして調整方針資料を掲載してございます。また、24ページには都市計画税の財政試算表といたしまして、3町における18年度0.05%、19年度0.1%、20年度が0.15%と、段階的に試算したものを掲載してございます。</p> <p>また、その後26ページ以降につきましては地方税の概要を掲載してございます</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>ので、ご参照いただきたいと存じます。</p> <p>以上で、協議第9号 地方税の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第9号につきましてご質問ございましたら、お願いいたします。</p>
新井会長(議長)	<p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
新井会長(議長)	<p>(「はい」の声)</p> <p>それでは、協議第9号につきましては提案のとおり決定させていただきます。</p>
事務局長	<p>次に、協議第10号についてご協議いただきたいと存じます。</p> <p>事務局から説明いたします。</p> <p>それでは、協議第10号 一部事務組合等の取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>会議資料の31ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>協議第10号 一部事務組合等の取扱いについてでございますが、この項目の協議内容は、一部事務組合等の廃止、脱退及び加入の手续や規約変更の手续等についての調整方針を協議するものとしてございますので、その方針に沿い提案するものがございます。この一部事務組合及び広域連合につきましては、当然に構成しております相手の他団体があるわけがございますことから、協議会として他団体と調整を行っていくためのその調整方針をご確認いただきたいという提案でございます。</p> <p>まず、第1項深谷市・岡部町共同事務組合についての調整方針ですが、こちらにつきましては、1市4町時と変更はございません。</p> <p>次に、第2項、寄居地区消防組合についてですが、1市4町時では新市が組合の構成町をすべて包含してしまいますことから、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐとしてございましたが、1市2町では川本町が加入している寄居地区消防組合については、合併の日の前日をもって脱退する方向で当該組合構成町等と調整するといったところでありました。</p> <p>1市3町におきましては、新たな枠組みに対応した方針にいたしますとともに事務委託、職員及び財産の取扱いを加えまして川本町、花園町が加入している寄居地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、当該組合の事務のうち川本町、花園町に係る事務は新市に引き継ぐものとする。ただし、寄居町に係る事務は新市が地方自治法第252条の14に定める事務の委託により合併の日を受託する方向で協議するものとする。また、寄居地区消防組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するとし、お諮りするもので、川本町、花園</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>町が合併することにより寄居地区消防組合解散となるために、新市として寄居町と協議してまいりたいとするものでございます。</p> <p>次の第3項、寄居地区衛生組合につきましては、1市4町時では新市が組合の構成町をすべて包含してしまいますことから、合併の日の前日をもって組合を解散し、合併の日にすべての事務及び財産を新市に引き継ぐとしてございましたが、1市2町では、川本町が加入している寄居地区衛生組合については、新市として加入する。なお、共同処理を行う区域は、川本町の区域とするといったところであります。</p> <p>1市3町におきましては、新たな枠組みに対応した方針にいたしますとともに、事務委託、職員及び財産の取扱いを加えまして、川本町、花園町が加入している寄居地区衛生組合については、合併の日の前日をもって解散し、川本町、花園町の区域に係る事務は、新市において地方自治法第252条の14に定める事務の委託により合併の日に寄居町に委託する方向で協議するものとする。なお、寄居地区衛生組合の職員の身分及び財産の取扱いについては、関係市町において協議するものとするとし、お諮りするものでございます。寄居地区衛生組合につきましても、川本町、花園町が合併することにより解散となりますが、既に川本町、花園町を含めた処理計画に基づきまして施設の改修が進められている状況でありますことから、新市として寄居町と協議し、川本町、花園町の区域に限り事務の委託を行いたいとするものでございます。</p> <p>その後の第4項から第9項につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の改正によりまして、脱退加入の再編手続の対象が拡大されたことによりまして、制度改正に伴う1市2町時に文言等の変更を行ってございますけれども、方針の内容につきましては、1市4町時と同様としてございます。</p> <p>33ページをお開きいただきたいと思います。下段に1市3町の組合加入の現況を載せさせていただいてございます。なお、34ページから38ページに組合の現況等、39ページには解散、加入の手続、そして40ページから45ページには関係法令を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>なお、本日ご配付させていただきましたA4判の一部事務組合及び事務の委託との制度の比較でございますけれども、これをご覧いただきたいと思います。</p> <p>一部事務組合と事務の委託につきましては、若干の補足説明をさせていただきたいと存じますが、両制度とも事務の共同処理という事務処理形態の一形式としては、非常に類似しているものでございます。まず、設置目的につきましては、一部事務組合につきましては、事務の一部を共同して処理するというところでございます。また、事務の委託につきましては、組織構成を簡素化し、経費節減を図りつ</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>つ合理的な行政を確保するということになりましてけれども、これにつきましてまず管理執行につきまして、ご覧いただきたいと思えます。</p> <p>まず、一部事務組合につきましては、組合として条例、規則などを定めるということございまして、当然のごとく法人格を有します特別地方公共団体が新たに誕生するということございまして、当然特別地方公共団体ございまして、固有の例規の制定権、それから財産の所有権、事務執行権といったものの権能を有するものということになります。</p> <p>一方、事務の委託に関しましては、受託団体の条例が委託団体の条例規則としてその効力を有するということございまして、受託者側の権限と責任において受託の事務の範囲において受託者側の自己本来の事務として同様に管理執行するということになってまいります。</p> <p>続きまして、組織でございますけれども、形式上これを設立、または構成する地方公共団体とは別個のそれ自体独立の法人としての特別地方公共団体ということございまして、議会を設置していくということで、意思決定機関としての議会の設置が必要であるということございまして、一方、事務の委託に関しましては、委託者に成りかわり意思決定をし、執行することとなることございまして、このことから意思決定及び執行の迅速性が確保されてくるとともに、議会等通常の市の議会の中で審議、いろんな事件等について審議するものですから、改めて一部事務組合のような議会を設置しないで済むということから、コストの削減が図られるということになってございます。なお、執行管理を行うに当たりましては、委託者と受託者側の調整協議を行うということとされてございます。</p> <p>続きまして、一番下の段に経費ということで、ここに一部事務組合におきます管理者等非常勤特別職の報酬額が現行の一部事務組合につきましての概算額を載せさせていただいております。深谷市・岡部町共同事務組合におけます非常勤特別職報酬額につきましては約 2 4 4 万円、それから寄居地区消防組合におきましては 1 3 8 万 7 , 0 0 0 円、寄居地区衛生組合につきましても同額ということになってございます。これが事務の委託によりまして通常の市の議会あるいは市長というようなことで報酬が定められてございまして、そちらの方ですべて執行していくということになりますので、特段の経費はかからないということになってまいります。なお、現在 1 市 3 町のうち事務の委託を行ってございまして、深谷市におきましては群馬県の尾島町から学齢児童生徒の教育事務に関する事務を受託してございまして、また、川本町におきましては熊谷市に火葬に関する事務の委託を行っているところでございます。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>以上で協議第10号の一部事務組合等の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。</p> <p>ただいま事務局から説明がございました協議第10号についてご意見等ございましたら、お願いいたします。</p>
田嶋委員	<p>田嶋委員。</p> <p>岡部町の田嶋です。幾つかわからないところがあるので、質問いたします。</p> <p>一部事務組合、深谷市・岡部町共同事務組合の場合、消防の分担金が基準財政需要額で決定されて、深谷市が80.92%に対して岡部が19.02%、約4対1、人口比5.5対1に対して負担割合は4対1という形になっていました。それで、それが多い少ないの問題ではなくて、これから事務委託した場合にその事務を委託した場合の負担の割合というのはどのような形で考えていくのかという、そこが1点です。</p> <p>それで、し尿の場合、3町の方の衛生組合で、もう規模も固定して、新たな工事に入っているということで、これから公共下水道や農業集落排水、それから合併浄化槽、これらが割合が高くなる中で、し尿処理場の負荷がどうなっていくのか、大きくなっていくのか、それとも小さくなっていくのか、それに対して従来の川本、花園地区の部分だけを寄居さんに事務委託をするのか、それとも負荷が小さくなってきた場合にはより広範囲に事務委託を考えられているのか、その辺のところがありまして、今後消防の方は多分、かなり固定できると思うのですが、し尿の方というのは、その人口減とかそういうものも含めて、これから深谷市、岡部町の方もし尿処理場をどうしようかという計画の中で、今までの地域を固定してこの3町のし尿処理場を使っていくのかも含めてちょっと方向性だけお伺いしたいと思います。</p>
新井会長(議長)	<p>事務局。</p> <p>田嶋委員のご質問は、し尿、消防についての負荷、負担割合というものをどういうふうに基本的に考えていくかということが大きな.....</p> <p>(何事かの声)</p>
新井会長(議長)	<p>衛生につきましては、もっと広域でやるのか、それとも搬出量だけでやるのか、いろんな負担割合があると思いますけれども、その辺のところをご質問として答弁させていただきたいと思います。</p>
須藤分科会委員	<p>深谷市・岡部町共同事務組合事務局の須藤と申します。よろしくお願いたします。</p> <p>ただいまのご質問でございますけれども、まず消防の負担額でございますけれど</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 田嶋委員	<p>も、これが最も重要な今後の協議になるかと思えます。まず、現在では基準財政需要額で消防につきましては行っていますけれども、他市の例を見ますと均等割とか基準財政需要額でやっているところが多いのですけれども、これが今後の重大な協議となりますので、今後これがこの方向でいくという方向性で協議が承認されれば今後協議していく課題となるかと思えます。</p> <p>また、し尿の関係ですけれども、現在の段階では今の花園町、川本町の地区を限定してお願いするという形で協議を考えておりますけれども、ただ将来的に深谷、岡部の地区を同じ処理できるかといいますと、今後これからの業者等もございますので、運搬経費がかかることによって直接今度は住民に距離的なものの負担がかかるということも懸念されますので、それも今後の大きな課題として協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>田嶋委員。</p> <p>まず、私よくわからないのは、し尿処理の負荷が公共下水道とか農業集落排水、合併浄化槽によってこれが大きくなっていくのか、今後小さくなっていくのか、その説明をまずしていただきたいのです。そうしないと、今の固定された状況の中でこれだけの量が必要だと、だけれども10年後、20年後には人口増も伴えば、これからどういう形、方向性でし尿処理に対して考えていくのか、消防の負担割合に関しては、消防そのものは絶対必要なもので、トータルとしての費用を1市4町で同じだと思うのです。どちらがたくさん費用がかかるかかからないかだけの話だから、それよりもこれからの深谷市、岡部町のし尿処理場の方の規模を考えたときに、そちらがどういう方向性でそれを考えていくのが方向として正しいのか、その方向性だけ明らかにしていただければ。だから、公共下水道にすることによってし尿処理の負荷は少なくなるのか、それとも多くなるのか、その辺も含めて答えてもらわないと答弁としてはよくわからない。</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時22分) (再開 午前10時30分)</p>
新井会長(議長) 須藤分科会委員	<p>それでは、再開をさせていただきたいと思えます。</p> <p>ただいま田嶋委員のご質問につきまして事務局から答弁させていただきます。</p> <p>それでは、引き続きご答弁させていただきます。公共下水道がその事業が進んでいる中今後の処理場の賦課はどうなるのかということのご質問ということで答えさせていただきます。</p> <p>確かに公共下水道の事業も進んでおりますけれども、現在過去10年間のし尿処</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>理場の処理状況を見ますと生尿と、それと今搬入されていますが、合併浄化槽の汚泥及び農業集落排水の汚泥が搬入されております。この量につきましては、その割合は確かに生尿につきましては減っておりますけれども、逆に農業集落排水及び合併浄化槽の汚泥の処理が増えております。ですから、総体的な処理する量につきましては、今のところ減る方向にはございません。むしろ、並行、それが少しずつ増えているような状況になっております。したがって、引き続き今の規模の処理施設は必要かなと考えております。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>ないようでございますので、協議第10号につきましては、提案のとおり決定ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>ありがとうございました。協議第10号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第11号についてご協議いただきたいと存じます。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第11号 行政連絡機構(行政区)の取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>会議資料の47ページをお開きいただきたいと存じます。行政連絡機構(行政区)の取扱いについてでございますが、この項目の協議内容につきましては、行政の円滑な運営に資するため設置している補助機関としての行政連絡機構(行政区)の取扱いについての調整方針を協議するとしてございますので、その方針に沿い、提案するものでございます。</p> <p>まず、第1項の自治会・区長会との連絡調整につきましては、1市4町時では現行のとおりとし、合併後に自治会・区長会等住民自治組織と協議するとしてございましたが、1市3町では新市発足時から円滑な連絡調整が統一的に行えるように各住民自治組織に協力を仰ぎ、意向を伺いながら協議してまいりたいことから、合併時まで協議し、統一すると、調整方針の変更をさせていただいております。</p> <p>第2項の自治会及び区については、現行の名称及び区域を新市に引き継ぐものとするは、変更ございませんが、自治会や区には個々の歴史的な事情や冠婚葬祭等の住民互助的な側面も有してございまして、行政が一律に名称や区域等を例規で定め</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>てしまうことは好ましいことではないと考えてございます。住民自治組織としての活動をさらに進めていただきたいということから、新市におきましては区の制定に関する例規を定めないこととし、ただし行政区は廃止するを追加してございます。なお、調整方針の内容につきましては、1市2町時と同様の内容となっております。</p> <p>48ページには、調整方針資料といたしまして、1市3町の現況、それから49ページには関係法令等を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で協議第11号 行政連絡機構(行政区)の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします</p>
新井会長(議長)	<p>ただいま事務局から説明がありました協議第11号につきまして、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、協議第11号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。次に、協議第12号についてご協議をいただきたいと思います。</p> <p>事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第12号 消防、防災事業の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の51ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>協議第12号 消防、防災事業の取扱いでございますが、この項目の協議内容につきましては、地域防災計画等は新市において速やかに策定することが必要であるため消防、防災体制等の整備についての調整方針を協議するものでございますので、その方針に沿い提案するものでございます。</p> <p>まず、第1項の消防事業につきましては、(1)から(3)までは1市4町時と変更はございません。</p> <p>(4)の消防団組織でございますが、1市4町時では合併後3年を目途に再編するとしてございましたが、1市3町では、消防団は地域防災の担い手として地域に密着した活動を行っているものでございますことから、合併時まで調整を図りまして合併時に統合するとし、1市3町の20の分団につきましては、現体制のまま新市に引き継ぐものとする調整方針を変更してございます。</p> <p>続きまして、第2項の防災事業につきましては、(1)の地域防災計画につきましては、1市4町時では合併後速やかに策定するとしてございましたが、1市3町では新市における防災会議での検討を踏まえまして、合併後2年を目途に策定する</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>と、時期を明確化したものとなっております。</p> <p>(2) の防災会議につきましては、合併時に新たに設置するとしてございましたが、1市3町では合併時に再編すると文言整理したものとなっております。</p> <p>(3) につきましては、変更ございません。</p> <p>次の(4) 防災行政無線につきましては、1市4町時では現行のとおりとする、なお、合併後段階的に再編するとしてございましたが、1市3町では合併後3年を目途に総合的な見直しを行い、その後、段階的に再編すると、調整方針の変更をしてございます。これにつきましては、現在1市3町がアナログ方式の機器を採用しておりますが、新市ではデジタル化に向けて見直し作業を行い、段階的に整備していくという期間を具体化したものとなっております。</p> <p>次に、(5) につきましては、1市4町時では防災倉庫と災害時備蓄品の調整方針を合併後速やかに再編するといいたしましたが、1市3町では防災倉庫と災害時備蓄品を区分させていただきました。まず、防災倉庫についてでございますが、合併後2年を目途に再編すると時期を明確化し、災害時備蓄品については、新市に引き継ぐものとするに変更してございます。</p> <p>(6) 防災訓練につきましては、1市4町時では合併後速やかに再編するとしてございましたが、1市3町では合併後1年を目途に再編すると時期を明確にしてございます。なお、調整方針の内容につきましては1市2町と同様の内容となっております。</p> <p>52ページから57ページに各市町の現況等、58ページから60ページには関係法令等を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で協議第12号 消防、防災事業の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第12号について、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p>
新井会長(議長)	<p>(「なし」 の声)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
新井会長(議長)	<p>(「はい」 の声)</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、協議第12号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。</p> <p>次に、協議第13号についてご協議いただきたいと思います。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第13号 市民窓口業務の取扱いについてご説明申し上げます。</p> <p>会議資料の61ページをお開きいただきたいと思います。市民窓口業務の取扱い</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>についてでございますが、この項目の協議内容につきましては、住民サービス向上の観点から市民窓口業務の取扱いについての調整方針を協議するとしてございますので、この方針に沿い提案するものでございます。</p> <p>第 1 項の駅行政コーナー、連絡所等における取扱い事務等につきましては、1 市 4 町時では合併時に再編するとしてございましたが、1 市 3 町では駅行政コーナー及び連絡所等で住民票の交付事務等を実施していますのは、深谷市のみであることから、現行のとおりとするとし、調整方針を変更してございます。</p> <p>続きまして、第 2 項の証明書の電話予約交付につきましては、1 市 4 町時では合併後速やかに深谷市の制度に統合する。それまでの間は現行のとおりとするとしてございましたが、1 市 3 町では各市町で取り扱っております証明書の種類や交付時間に相違がございますことから、合併時に再編するとし、調整方針を変更してございます。</p> <p>第 3 項の日曜窓口及び窓口延長につきましては、1 市 4 町時の調整方針と変更はございません。</p> <p>なお、調整方針の内容につきましては 1 市 2 町と同様の内容となっております。6 2 ページから 6 6 ページに各市町の現況等を載せてございますので、ご参照いただきたいと存じます。</p> <p>以上で協議第 1 3 号 市民窓口業務の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第 1 3 号についてご意見ございましたらお願いいたします。</p>
新井会長(議長)	<p>(「なし」の声)</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
新井会長(議長)	<p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、協議第 1 3 号につきましては提案のとおり決定させていただきます。</p>
事務局長	<p>次に、協議第 1 4 号についてご協議をいただきたいと存じます。</p>
事務局長	<p>事務局から説明いたします。</p>
事務局長	<p>それでは、協議第 1 4 号 保健、医療事業の取扱いについてご説明申し上げます。</p>
事務局長	<p>会議資料の 6 7 ページをお開きいただきたいと存じます。</p>
事務局長	<p>保健、医療事業の取扱いについてでございますが、この項目の協議内容は成人、</p>
事務局長	<p>母子保健事業や予防対策事業など住民生活に極めて密接に関係した重要な事業であるため、急激な変化を及ぼすことのないよう事業の調整方針を協議するとしてご</p>
事務局長	<p>ざいますので、この調整方針に沿い提案するものでございます。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>初めに、第1項の健康日本21地方計画につきましては、1市4町時では合併後速やかに策定するとしてございましたが、1市3町においては新市において統一した健康づくり政策を実施するため、新市の総合振興計画策定にあわせ策定すると調整方針を変更してございます。</p> <p>第2項の予防接種（乳幼児、児童・生徒、高齢者）につきましては、1市4町時では合併後速やかに再編するとしてございましたが、1市3町では合併する年度の翌年度に再編すると、再編の時期を明確化してございます。</p> <p>第3項の基本健康審査、第4項のがん検診につきましては、1市4町時では合併後再編する。それまでの間は現行のとおりとする、ただし対象者については20歳以上とするとしてございましたが、1市3町では対象者一部負担金、委託単価等に違いがあること、また医師会等との調整が必要であることから、合併する年度の翌年度に再編する。それまでの間は現行のとおりとし、調整方針を変更してございます。</p> <p>なお、調整方針の内容につきましては1市2町と同様の内容となっております。</p> <p>68ページから79ページに各市町の現況等、80ページ、81ページには関係法令等が載せてございますので、ご参照いただきたいと存じます。</p> <p>以上で協議第14号 保健、医療事業の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第14号につきまして、ご意見ございましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>新井会長(議長) よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>新井会長(議長) それでは、協議第14号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。次に、協議第15号についてご協議をいただきたいと存じます。</p> <p>事務局から説明いたさせます。</p> <p>事務局 新井会長(議長) それでは、協議第15号 障害者福祉事業の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の83ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>障害者福祉事業の取扱いについてでございますが、この項目の協議内容につきましては、国等の制度に基づいて実施している事業は新市へ引き継ぎ、障害者の社会参加に係る事業等は統合または再編し、充実に努めるための調整方針を協議するとしてございますので、この方針に沿い提案するものでございます。</p> <p>初めに、第1項の障害者計画につきましては、1市4町時では合併後速やかに策</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>定する。それまでの間は現行のとおりとするとしてございましたが、1市3町では新市の総合振興計画等と整合性を図り策定し事業を推進してまいりますことから、新市の総合振興計画策定にあわせ策定すると調整方針を変更してございます。</p> <p>第2項の障害者スポーツ大会及び第3項の福祉医療助成につきましては、1市4町時では合併後速やかに再編するとしてございましたが、1市3町では合併する年度の翌年度に再編すると再編の時期を明確化してございます。</p> <p>第4項の難病患者支援、第5項の手話通訳派遣事業、第6項の重度身体障害者(児)日常生活用具給付等事業、第7項の身体障害者(児)補装具の修理交付事業につきましては、1市4町時の調整方針と変更はございません。なお、調整方針の内容につきましては、1市2町と同様の内容となっております。</p> <p>84ページから91ページに各市町の現況等、また92ページには関係法令等が載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で協議第15号 障害者福祉事業の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p>
新井会長(議長)	ただいま事務局から説明がありました協議第15号について、ご意見等がございましたらお願いいたします。
	(「なし」の声)
新井会長(議長)	なしと言う声でございます。 協議第15号については、提案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第16号についてご協議をいただきたいと思います。 事務局から説明いたさせます。
事務局長	それでは、協議第16号 保育事業の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の93ページをお開きいただきたいと思います。 保育事業の取扱いにつきましては、国等の制度に基づいて実施している事業は新市に引き継ぎ、保育料、保育事業の取扱いについての調整方針を協議するとしてございますので、この方針に沿い、提案するものでございます。 初めに、第1項の保育料・保育料減免に関すること。(1)の保育料につきましては、1市4町時では方針の1市3町のとあります以降の記載部分が国の保育所徴収基準額表を参考に適正な保育料を算出し、合併する年度の翌年度から再編するとしてございましたが、1市3町では各市町ともそれぞれ保育所徴収金基準額表を設定し、保育料を徴収していますが、基準額表の階層や段階の区分、基準額の設定に相違がありますことから、十分な検討を行い、適正な保育料を導き出す必要がございます。1市3町の保育所徴収金基準額表を参考に合併する年度の翌年度に再編す

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
<p>新井会長(議長) 本多部会長</p>	<p>については、合併する年度の翌年度に再編するというふうな記述があるのですが、岡部、川本、花園は現在は実施施設がないわけですよね。そうすると、この再編するという意味はどういう意味なのかということ説明をしていただきたい。例えば岡部、川本、花園地区にも公立公営を今後つくる方向性を持っているのか、それとも再編するというのは制度上の再編を意味するだけなのかという、その辺のところはどういう言葉の使い方をしているのか、説明してください。</p> <p>事務局、答弁を求めます。</p> <p>学童保育室についてご答弁させていただきます。</p> <p>公立の学童保育については、深谷市のみでございますけれども、他町でもし設置希望があれば、それは今後設置していくということになりますが、今回のこの調整方針につきましては、主に民間の学童保育室、その補助率等が違いますので、それを合併後再編していくということでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>新井会長(議長)</p>	<p>田嶋委員のご質問は、その調整というものがいないところに今後つくっていくのかということのご質問ですか。そこまでは、まだ……。</p>
<p>田嶋委員</p>	<p>方向性だから、あくまでも。だから、合併についての方向性を聞いたわけで、だから再編が、民間の学童保育の補助率の再編であるというだけでしたら、それはそれで、そうだというふうに私が認識すればいいだけの話ですから。</p>
<p>新井会長(議長) 本多部会長</p>	<p>事務局の回答を求めます。</p> <p>主にこれは、民間の学童保育室への調整でございます。負担割合の。ですから、公立は、記載のとおり深谷市きりないわけですが、また他町のところで、もしそういった機運があれば、それはまたその合併後設置するようになっていくのではないかと思います。とりあえずこの調整方針につきましては、民間の負担割合の調整でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>新井会長(議長) 田嶋委員</p>	<p>田嶋委員。</p> <p>民間の負担割合ということは、補助金の問題だと思うのですが、県の方からの補助金、それから国からの補助金、この間これ問題になりまして、岡部町で、表面的には出ていないけれども、国の補助金が3分の2出て、それを町の補助金のように変えて出しているのだとかいろいろ話が出まして、そうすると実際に深谷市で行っている民間の学童保育の補助率と、ほかの町村で行っている自治体とか国の補助率というのはどういうふうに違うのか、ちょっと教えていただければ。</p>
<p>新井会長(議長)</p>	<p>事務局。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
本多部会長 新井会長(議長) 田嶋委員 新井会長(議長) 新井会長(議長) 事務局長	<p>地代の補助とか、いろいろな点でもって市単の補助が深谷市ではしております。だから、やはりそういったことも調整する必要があると思われまして、このような記載になっておるところでございます。市単部分ですね。主に。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>了解。それならば現況調書を見ればわかるから、了解。</p> <p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、協議第16号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。次に、協議第17号についてご協議をいただきたいと存じます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、協議第17号 ごみ処理事業の取扱いについてご説明申し上げます。会議資料の103ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>ごみ処理事業の取扱いにつきましては、ごみ収集については処理や再利用の方法に配慮しながら、一般廃棄物の量及び質に対応した適正な処理が行える体制整備などの調整方針を協議するとしてございますので、この方針に沿い、提案するものでございます。</p> <p>初めに、第1項の一般廃棄物処理計画につきましては、1市4町時では合併後速やかに策定する。なお寄居町大字三ヶ山地内に計画される彩の国資源循環工場について計画に位置づけていくものとするとしてございましたが、1市3町におきましては計画の策定期を明確にするとともに、彩の国資源循環工場は地域外の事業でございますことから調整方針より削除し、合併する年度の翌年度に策定する。それまでの間は現行のとおりとすると調整方針を変更してございます。</p> <p>第2項の一般廃棄物の処理手数料につきましては、1市4町時での調整方針を再調整し、三つの項目に区分し、提案してございます。まず、一般廃棄物の処理手数料のうち可燃ごみにつきましては受け入れ処理、処分及び手数料の徴収事務は大里広域市町村圏組合で実施しておりますことから、削除してございます。次に、可燃ごみ以外の手数料は1市4町時は深谷市、岡部町の例により統合するとしてございましたが、深谷市及び岡部町では条例制定し、同一の制度で受け入れしていることから、深谷市、岡部町の制度に統合するとしてございます。</p> <p>不燃ごみと資源ごみ(物)については、1市4町時は、旧深谷市清掃センター施設として記載してございましたが、これを深谷市清掃センター旧施設と訂正してございます。</p> <p>次に、岡部町環境センターへの直接搬入につきましては、施設管理の効率化を図</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>るため合併後に検討するを、合併する年度の翌年度に廃止するとし、調整方針を変更してございます。</p> <p>第3項のごみの搬出・収集・運搬体制につきましては、分別方法、収集回数、収集曜日、ごみの出し方については調整方針に変更はございませんが、1市4町時にございました収集・運搬についての調整方針につきましては、1市3町ではすべて委託収集を実施していることから、収集・運搬については合併する年度の翌年度からすべて民間委託とする。それまでの間は現行のとおりとするを削除してございます。</p> <p>第4項の指定ごみ袋につきましては、1市4町時の調整方針と変更はございません。</p> <p>第5項のリサイクル活動推進につきましては、回収団体の奨励金額については調整方針の変更はございませんが、回収品目は1市3町で差異がないこと、また深谷市で実施している回収業者への委託制度は再生資源の市場需要が拡大、安定したことや回収団体への奨励金等の手当により、リサイクル活動が活発化していることなどから廃止するとして、1市4町時の調整方針であった、また回収品目は合併時に再編するを削除するとともに、新たに深谷市で実施している回収業者への委託制度は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は現行のとおりとするとし、調整方針を変更してございます。</p> <p>第6項のごみ減量化対策につきましては、1市4町時では深谷市の例により統合するとしてございましたが、新市においてごみ減量化が期待できる深谷市、川本町で実施しております電動生ごみ処理容器への補助事業の一本化を図るため1市3町では調整方針を変更し、電動生ごみ処理機器への補助を合併する年度の翌年度に深谷市、川本町の制度に統合する。それまでの間は現行のとおりとする。104ページになりますけれども、生ごみ処理容器への補助は、合併する年度の翌年度に廃止する。それまでの間は現行のとおりとするとしてございます。</p> <p>第7項のごみ資源化対策につきましては、1市4町時の調整方針と変更はございませんが、計画策定までの対応のため、それまでの間は現行のとおりとするを追加してございます。</p> <p>なお、調整方針の内容につきましては、1市2町と同様の内容となっております。</p> <p>105ページから110ページに各市町の現況等、また111ページには関係法令等を載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。</p> <p>以上で協議第17号 ごみ処理事業の取扱いについての説明とさせていただきます。よろしくご協議のほどお願いいたします。</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	ただいま事務局から説明がありました協議第17号について、ご意見ございましたらお願いいたします。
松本政義委員	松本委員。 花園の松本ですけれども、このごみの搬出・収集とか分別、収集回数、そのことで策定する、一般廃棄物処理計画に基づき速やかに再編するとあるのですけれども、策定することの中身なのですけれども、その考え方、要するにごみを収集回数とか、今は各町で違ってきます。そのときの再編するときの基本的な考え方を教えていただきたいのですけれども、例えば多いところに合わせるとか、要するに住民のサービスを低下しないように考えていくのだとか、その辺のところをもう少し詳しくお願いしたいと思います。
新井会長(議長)	事務局。
石田部会長	収集回数等の回数というような質問でございますが、これにつきましては1市3町合併しますと、回数がばらつきがございます。ただ、原則としては住民サービスは低下させないというのが原則でございますが、これは今後の協議になってきます。それは、今後の協議というのはごみの搬出、大里広域の施設で受け入れしておりますので、全体のまた搬入する時期等がまた全体の調整が大里広域で必要になってきますので、全体のことにしましては、今後の協議になりますので、よろしく願いいたします。
新井会長(議長)	よろしいでしょうか。ほかにございますか。
	(「なし」の声)
新井会長(議長)	それでは、協議第17号につきましては、提案のとおり決定させていただきたいと思っております。
事務局長	次に、協議第18号についてご協議をいただきたいと存じます。 事務局から説明いたします。 それでは、協議第18号 合併協定項目一括提案の説明をさせていただきます。 会議資料の113ページをお開きいただきたいと存じます。1市4町時と内容等の変更はございません。調整方針に係る協定項目の提案につきましては、附属資料等を省略の上、一括の提案とさせていただきます。本ページから123ページにかけて21の合併協定項目についてお諮りするものでございます。 それでは、まず1項の一般職の職員の身分の取扱いについてでございますが、(1)につきまして構成市町の記述変更に伴う文言修正を行ったのみで、それ以外の調整方針の変更はございません。 次に、第2項の財産の取扱いについてでございますが、1市4町を1市3町と文

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>言修正を行ったのみで調整方針の変更はございません。</p> <p>114ページをご覧いただきたいと存じます。3項の特別職の職員の身分の取扱いについてでございますが、(3)の 及び(5)におきまして1市4町を1市3町と文言修正を行ったのみで、それ以外の調整方針の変更はございません。</p> <p>次に、第4項の条例、規則等の取扱いについてでございますが、1市4町時と調整方針の変更はございません。</p> <p>115ページをご覧ください。第5項の事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、(2)につきまして1市4町を1市3町と文言修正を行ったのみで、それ以外の調整方針の変更はございません。</p> <p>次に、第6項の使用料、手数料の取扱いについてでございますが、(3)につきまして1市4町を1市3町と文言修正を行ったのみで、それ以外の調整方針の変更はございません。</p> <p>続きまして、116ページをご覧いただきたいと存じます。第7項の公共的団体等の取扱いについてでございますが、1市4町時と調整方針の変更はございません。</p> <p>第8項の補助金、交付金等の取扱いについてでございますが、(1)及び(2)におきまして1市4町を1市3町と修正を行ったのみで、それ以外の調整方針の変更はございません。</p> <p>次に、第9項の町名、字名の取扱いについてでございますが、1市4町時と基本的な調整方針の変更はございませんが、(2)のただし書きにつきまして1市4町時におきましては、同一の字名については原則として従前の大字の前に旧市名、旧町名をつけるとしてございましたが、1市3町では具体的に明戸の字名につきまして川本町の明戸を川本明戸とすると明記したものでございます。これは、深谷市と川本町に同名の字名がございます。</p> <p>117ページをご覧いただきたいと思います。10項の慣行の取扱いについてでございますが、1市4町時の調整方針においては、制定等に時間を要しますことから、新市において再編するとしてございましたが、具体的な再編の時期を示すよう市章については合併後1年を目途とし、(2)の市の木、花、(3)の市民憲章、(4)の宣言については合併後再編するに、また(5)市表彰、(6)名誉市民表彰、(7)市の主催する儀式等については、合併後1年を目途に再編すると改めてございます。</p> <p>また、(7)につきましては再編までの対応のためそれまでの間は現行のとおりとするとしてございます。</p> <p>次に、11項の国際交流、広域交流事業の取扱いについてでございますが、(1)</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
	<p>及び(2)につきましては、1市4町時と調整方針の変更はございません。</p> <p>(3)につきましては、1市4町時では合併後速やかに再編するとしたものを合併する年度の翌年度に再編すると、再編の時期を具体的に記載したところでございます。</p> <p>118ページをお開きいただきたいと思います。12項の電算システム事業の取扱い、13項の情報公開、個人情報保護制度の取扱い、そして14項の広報広聴事業の取扱い、さらに次ページの15項の人権政策事業の取扱いについては1市4町時と調整方針の変更はございません。</p> <p>次に、第16項の国民健康保険事業の取扱いについてでございますが、(1)の国民健康保険税についての納期については、1市4町時では合併する年度の翌年度から統合するとしてございましたが、1市3町では合併する年度の翌年度から川本町の制度に統合するとし、7月から2月の8期制度は川本町で実施している制度であることから、統合する制度の町名を明記したものでございます。税率は変更はございません。最高限度額については、1市4町は統合するとしてございましたが、今後総合的に検討することから再編するとし、の調整方針と同様といたしました。なお、1市4町時では仮算定についての方針がございましたが、1市3町では実施しておりませんことから、調整方針は削除してございます。</p> <p>(2)と(5)、(6)及び(7)につきましては、1市4町時と調整方針の変更はございません。</p> <p>続きまして、(3)の短期被保険者証及び資格証明書についてでございますが、短期被保険者証交付につきましては、1市4町時の調整方針内容をより具体的にお示しするため、合併時の前に有効期限についてを加えることとしたものでございます。また、資格証明書交付については、調整方針の変更はございません。</p> <p>120ページをお開きいただきたいと思います。存じます。(4)の国民健康保険運営協議会につきましては、設置時期を1市4町時では合併後としてございましたが、1市3町では法制度上地方公共団体に設置しなければならない協議会であることから、合併時と時期を具体的に記載したところでございます。</p> <p>(8)保健事業につきましては、人間ドック及び脳ドック事業を実施することについて調整方針の変更はございませんが、対象者及び助成額について1市3町では実施時期を明確化するため、合併する年度の翌年度から及びそれまでの間は、現行のとおりとするを追記したところでございます。</p> <p>121ページをご覧ください。第17項の高齢者福祉事業の取扱いについてでございますが、(1)の老人保健福祉計画につきましては、1市4町時では合併後速</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
<p>新井会長(議長) 三浦部会長</p>	<p>庁舎を総合支所に再編するとあるのですけれども、合併時に総合支所になるわけですよ、各町の今の庁舎は。そうすると、総合支所でなくなる時期とか、その辺はいつごろの予定を持っているのですか。</p> <p>事務局。 それでは、お答えさせていただきます。</p> <p>まだ、総合支所の事務の関係なんかにつきましても今後今協議を始めているところでございます。そういう観点から、まだ時期的には明確になっておりませんので、今後協議を進めていく中で検討させていただきたいというふうなことでお願いしたいと思います。</p>
<p>新井会長(議長) 事務局長</p>	<p>事務局。 それでは、総合支所の話とは逆に、合併時というお話の意味合いにつきましては、当初1市4町時におきましては仙元山周辺にというお話の箱物の建設というお話がございました。それから、1市3町時におきましても庁舎老朽化した際におきまして新庁舎の建設時期についてはその際検討するということになっておりまして、その合併時にというのは、そちらの新庁舎の意味も含めてございます。現在においては合併の必要性の意味からも現在の庁舎を有効活用するという方針で将来にわたり仮に建て替えが必要になった場合ということも含めまして合併時にという言葉そこには使わせておいていただいておりますので、よろしくお願いたします。</p>
<p>新井会長(議長) 松本政義委員</p>	<p>松本委員。 ですから、合併してから町民、市民になるわけですけれども、その人たちに迷惑をかけないために今の現在のままでいって、総合庁舎ができたときには、市民に迷惑かけない状態になったときにはそれを総合支所を支所にすることもあり得るということで、市民には迷惑がかからないということですよ、その体制をつくってから支所にするということですよ。</p>
<p>新井会長(議長) 事務局長</p>	<p>事務局。 現時点の話といたしまして、総合支所として活用していくということございまして、先ほどその総合支所を今後どう活用していくかという話につきましては、先ほど総務専門部会長の方から答弁がございましたとおり、今後、情勢を見て協議するということでございます。住民のサービスを低下しないというのは、これは行政の基本的な部分でございますので、松本委員のおっしゃるとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>新井会長(議長)</p>	<p>ご質問の中で総合支所から支所になるのはというご質問だというふうに聞いておりまして、総合支所を今後何年やって、その次に支所にするかというそういう協議</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
沼尻委員	<p>は松本委員、しておりません。あくまでも総合支所として残すという方向で今協議を進めているわけございまして、それを今度何年後にこれをクローズにするかということは協議はしておりませんし、そういう方向性も現時点では考えてはおりないということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。</p> <p>よろしいでしょうか。協議第18号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。失礼しました。</p> <p>沼尻委員。</p> <p>すみません、遅くなりまして、申しわけありません。花園の沼尻と申します。</p> <p>117ページの11の国際交流、広域交流事業の取扱いの中の(3)ですが、海外研修派遣事業についての海外研修は対象となる人たちはどういう人たちといえますか、例えば中学生とか高校生とか大学生とかということがわかればありがたいのですが。</p>
新井会長(議長) 鶴谷部会長	<p>事務局。</p> <p>お答えしたいと存じます。</p>
新井会長(議長) 沼尻委員	<p>基本的には現在やっているのは中学生ということで対応しているわけございまして。深谷と川本と花園が対応しているということございまして。</p> <p>沼尻委員。</p> <p>申しわけないのですが、ご説明をいただければありがたいことなのですが、前回、花園町も協議会に入れていただいておりましたが、途中あいて、また改めてお世話になっているわけですが、その前回、前の協議会のときに、終わったことで申しわけないのですが、ご説明だけで結構なのですが、市の名称を小委員会で決めたといえますか、小委員会の中で幾つかの候補が上がって、その後お世話になった時点で深谷市ということに決まったというお話なのですが、その間の経緯をお知らせいただければありがたいと思います。これから深谷市は嫌だということではなくて、経緯がどうであったかということをお聞きしたいのです。</p>
新井会長(議長) 小島委員	<p>事務局。</p> <p>これは、後でその他でいいではないですか。これ違います、この議題と。</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、ちょっと整理させていただきたいと思いますので、沼尻委員、先に協議第18号につきまして、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 事務局長	<p>それでは、協議第18号につきましては、提案のとおり決定させていただきます。 次に、協議第19号についてご協議をいただきたいと存じます。 事務局から説明いたさせます。</p> <p>それでは、協議第19号 住民説明会の実施につきましてご説明申し上げます。 恐れ入りますけれども、お手元の会議資料125ページをお開きいただきたいと存じます。</p> <p>住民説明会の実施につきましては、昨年12月12日に開催いたしました第1回合併協議会におきまして、議案第2号として皆様にご承認を賜りました平成16年度の本協議会の事業計画に基づきまして、別紙のとおりご提案するものでございます。</p> <p>それでは、恐れ入りますけれども、次ページをお開きいただきたいと思えます。 まず1の目的でございますが、住民説明会につきましては地域の住民の皆様へ新市建設計画及び合併協定項目について説明を行い、新市におけるまちづくりの基本方針や行政運営についてご理解とご協力を得ることを目的として開催するものでございます。</p> <p>2の実施内容につきましては、これまでの協議会活動の経過、そして新市建設計画及び主な合併協定項目の3点につきましてご説明申し上げます。 なお、このほかに合併までのスケジュール等につきましても概略の説明をしてみたいと考えてございます。</p> <p>なお、4といたしまして、開催に当たりましては各市町に共催をいただいて実施してまいるものでございます。</p> <p>次に、5の周知方法ですが、各市町の広報紙、ホームページへの掲載、それからポスターの掲出、報道機関への情報提供などでPRしてまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして、6の開催日程でございますが、開催日程につきましては第4回合併協議会におきまして新市建設計画の承認と、すべての協定項目の協議を終了する予定とさせていただきますが、その後に資料等の作成期間を考慮いたしまして、3月に開催してまいりたいと考えております。</p> <p>次に、7の所要時間につきましては、開催セレモニーと説明時間のほかに質疑応答の時間も設けてまいりたいと考えております。おおむね2時間以内を予定してございます。</p> <p>次に、8の説明会の配布資料でございますが、新市建設計画及び合併協定項目の概要につきまして、わかりやすく取りまとめたものを配布してまいりたいと考えて</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>おります。</p> <p>最後に、9のその他でございますが、会場で寄せられました質疑とその回答内容につきましては、事務局で取りまとめまして、後日協議会の方へ報告させていただきます。また、会場には手話通訳を配置してまいりたいと考えております。</p> <p>最後に、説明会のセレモニー及び質疑応答につきましては、正副会長にお願いいたしますと、また協議会委員の皆様におかれましては当日はご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で協議第19号 住民説明会の実施についての提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました協議第19号につきまして、ご意見等がございますか。</p>
田嶋委員	<p>田嶋委員。</p> <p>住民説明会、これ前回の1市4町のときは8カ所でやったと思うのですが、これだとその辺が非常にファジーというか、書けない事情があるというか、どこでやるかが全く明確でないし、何回やるかも、それが全く見えなくて、これでなしと言って、住民説明会どうするのだと聞かれたら私質問に答えられないです。</p>
新井会長(議長) 事務局	<p>どこでやるのか、例えば各1市3町1カ所ずつやるのか、それとも一番大きいところ1カ所やおしまいにするのか、その辺もきちんと住民説明会、これ多分住民説明会の説明おしまい、協議会の承認を得たという話になると思うのです。だから、その辺もはっきりと言った上で私は提案していただきたいのです。</p> <p>開催日程の17年3月いいですよ。例えば深谷1カ所だけでやるのだとしたら、それを事前に出してもらいたい。そうしないと、住民説明会があるから、そのときにそれでは説明を聞いて、合併するので、いろんな情報不足の人たちは、それを聞きに行きたいという人もいると思うのです。だから、それではうちの町へ来たとき聞きに行こうと思っている人たちに対して、その町でやらないことになって深谷だけだよという、何だ深谷は全部握っているのかという誤解も受けるから、そういうものを最初からなくして深谷だけでやるのだったら深谷だけでやりますよとはっきり出してもらいたい。その辺、住民説明会、何カ所でやるのか、時間まで決まっているわけですから、おおむね2時間というふうに。中身が決まっています、その回数が決まっていないという協議とは絶対ないと思うので、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局。</p> <p>情報不足で申しわけございません。ただいま調整中でございますが、基本的には協議会で主催は1回とさせていただきたいと、不足分につきましては各市町でそれ</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長)	<p>それぞれ対応をお願いしたいというふうに考えてございます。</p> <p>それでは、住民説明会等は若干内容は違ってまいりますけれども、住民説明会における説明冊子につきましては、1市3町の毎戸に配布いたします新市建設計画の概要版、この冊子をつくりますので、それをベースに説明させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>
新井会長(議長)	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>ほかにございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
新井会長(議長)	<p>それでは、協議第19号につきましては、提案のとおり決定させていただきたいと思えます。</p> <p>住民説明会へは委員皆様のご出席をお願いいたします。</p> <p>その他といたしまして、先ほど沼尻委員のご質問の方を答弁させていただきたいと思えます。</p>
事務局長	<p>事務局。</p> <p>それでは、名称のここまで選定された経緯ということでございますけれども、1市4町におきましては、新市名称候補選定小委員会を設置いたしまして、鋭意、小委員会におきましてご協議をいただいたところでございます。その小委員会におきまして最終選考が終わりまして、6点の名称候補が選定されたところでございます。これにつきましては、1市4町の合併協議会の方に小委員会の委員長の方から6つの候補についてご報告を申し上げておるところでございます。</p> <p>1市2町におきましては、1市4町の合併協議会が解散になりましたことを受けまして1市2町合併を推進すると、前向きに取り組んでいくということで、非常に大変合併の基本4項目というものにつきましては事前の合意がなされないとなかなか合併協議会というのは進まないということで、1市2町の合併協議会を設立する前に準備会議といたしまして、首長さん、それから助役さん、各市町の議会の議長さん、副議長さんにおきまして事前の準備会として基本4項目の協議を重ねてまいったところでございます。</p> <p>その中におきましても新市の名称というのは、1市2町におきまして非常に合併協議をする上で住民の関心も高く、非常に重要な問題であるというところで、事前準備の中で協議を重ねまして、深谷市ということでご理解をいただいたものでございます。</p> <p>また、1市3町におきましても合併協議におきましては基本4項目の合意なくし</p>

(会議経過)

発 言 者	議 題 ・ 発言内容 ・ 決定事項
新井会長(議長) 沼尻委員 新井会長(議長)	<p>て合併は難しいということで、やはり事前準備の調整会議ということで、メンバーとしては同じく首長さんを初め議長さん、副議長さん、助役さんというような、これに事務方が1名加わりましたけれども、これらの方々がお集まりいただきまして、基本4項目、名称を含めました基本4項目について協議を行ってまいったところでございます。</p> <p>名称につきましては、いずれにいたしましても、大変デリケートな問題でございまして、合併協議における委員さんのご理解をいただかなければ合併協議は進まないということで、そこで協議をいただいた中でやはり深谷市でいこうと、いこうといいますが、ご理解をいただいたということになると思いますけれども、という中で深谷市という名称についてご理解いただいて、1市3町の合併協議会に深谷市という名称を提案させていただいてご協議いただいてご承認いただいたということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>次に、次第4、第3回深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会会議の開催日程等について進めさせていただきます。</p> <p>第3回合併協議会は、平成17年1月26日水曜日午前9時30分から、この会場で開催する予定でございますので、委員の皆様におかれましては、お忙しい中とは存じますが、全員おそろいになりますようお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様のご協力いただき、すべての議事が終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p>議長の職を解かさせていただきます。</p>